

書 き 方

この明細書には、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（震災特例法）第32条から第36条までの規定により地価税が免除される土地等について記載します。

- 1 「番号」欄は、適用を受ける土地等について通し番号を記載します。
- 2 「免除の区分」欄は、震災特例法の適用条項による次の区分に従い、「全額免除」又は「2分の1免除」のいずれかを○で囲み、「適用条項」欄にその条項を記載します。
「全額免除」…………… 第32条、第33条、第34条、第36条第1項及び同第2項
「2分の1免除」…………… 第35条
- 3 「課税価格の区分」欄は、「一般」、「1/2特例」、「2/3特例」又は「1/5特例」のいずれか該当するものを○で囲みます。
- 4 「利用状況」欄、「地目」欄、「共有持分」欄、「利用区分」欄及び「借地権割合等」欄は、「土地等の明細書」に記載した内容を転記します。
(注) 土地等の明細書を「翌年以降分」として記載しているため、免除対象土地等が記載されていないときには、過去に「初年分」として記載して提出した「土地等の明細書」の控えを参考にして記載します。
- 5 「面積」欄及び「課税価格に算入すべき価額」欄は、原則として「土地等の明細書」に記載した面積及び価額を記載しますが、次の場合はそれぞれ次に掲げる面積及び価額を記載します。
 - ① 一画地の土地等が2以上の建物等の用に供されており、その一部が免除対象となる場合
…………… 免除対象となる部分の面積及び価額
 - ② 法第32条又は第34条の規定の適用対象となる滅失又は損壊をした建物等と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地等が当該附属施設の用以外の用にも供されていた場合
…………… 「土地等の明細書」に記載した面積及び価額から、「土地等の明細書」に記載した面積及び価額のうち附属施設の用に供されている土地等に係る面積及び価額に「免除対象土地等の被害状況等の説明書」の「第32条」欄の3又は「第34条」欄の4で計算した割合を乗じたものを控除した面積及び価額
 - ③ 法第33条の規定の適用を受ける土地等の場合
…………… 「土地等の明細書」に記載した面積及び価額に「免除対象土地等の被害状況等の説明書」の「第33条」欄の2で計算した割合を乗じた面積及び価額
- 6 「面積比例控除額に相当する額」欄は、それぞれの土地等ごとに「課税価格に算入すべき価額」欄に記載した金額に相当する面積について面積比例控除を適用した場合に算定される面積比例控除額を記載します（この欄は、申告書第1表②欄で、2を表示した場合のみ記載します。）。
(注) 3万円（その土地等が借地権等又は底地である場合には、「借地権割合等」欄の割合を乗じて算出した金額）に面積を乗じて算出した金額（1/2特例、2/3特例又は1/5特例に該当する場合には、さらに1/2、2/3又は1/5を乗じた金額）を記載します。
- 7 「合計」欄は、記載した全ての土地等について「課税価格に算入すべき価額」欄及び「面積比例控除額に相当する額」欄の価額を合計したものをそれぞれ㊸及び㊹欄に記載します。また、免除対象土地等の区分が「全額免除」のもの、「2分の1免除」のもの両方がある場合には、免除の区分が「全部免除」である土地等について同様に合計したものをそれぞれ㊺及び㊻欄に記載します。
㊸、㊹、㊺及び㊻欄の価額は、「免除措置を適用する場合の税額計算明細書」の②又は⑥欄に転記します。